



お子さんの命を守るのは、あなたです!!



普通自転車の二人乗りは禁止!!

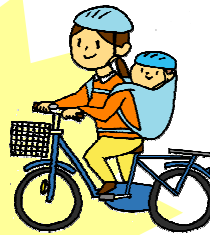
～ただし、この場合は乗車可能です～
(乗員人員の除外規定)

(神奈川県道路交通法施行細則第9条第1号)



幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人乗車させる場合

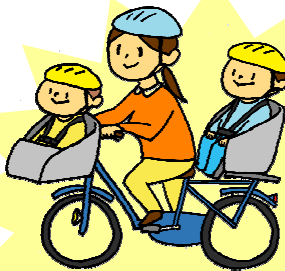
幼児1人をひも等で確実に背負う場合



※抱っこひもを使用して前抱っこすると、ハンドル操作の妨げになるのでやめましょう。



幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人乗車させ、幼児1人をひも等で確実に背負う場合

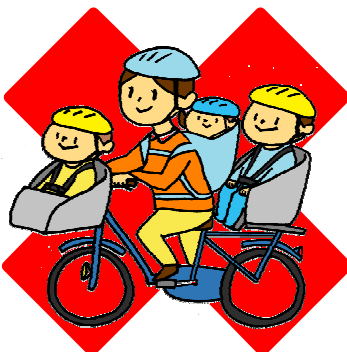


幼児二人同乗用自転車 ※1の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させる場合

※1 二つの幼児用座席を設けるために必要な特別な構造又は装置を装備している自転車

神奈川県では、
★16歳以上の者が運転し、
★小学校就学の始期に達するまでの者を乗せる場合に限り認められます。

ただし!



この乗り方は絶対禁止です!

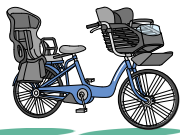
幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させ、幼児1人をひも等で確実に背負っている場合

子供の命を守るために・・・ヘルメットを着用させ交通ルールを守りましょう!!

～神奈川県警察～

自転車の幼児用座席に乗せることができる子供の年齢制限が

令和3年4月1日から



緩和!!



『幼児（6歳未満）』から『小学校就学の始期に達するまで』乗車可能に！

(神奈川県道路交通法施行細則第9条第1号の一部変更)

		誕生日		4.1~
年齢等	5歳	6歳		
	年中	年長		小学1年生
改正前	○ 乗せられる	×	× ・誕生日を迎えた日から乗せられなくなる ・通園に弊害が出る可能性が・・・	×
改正後	○ 乗せられる	○ 乗せられる	× ・小学校就学の始期に達するまで乗せられる	×

* 小学校就学の始期に達するまでとは・・・

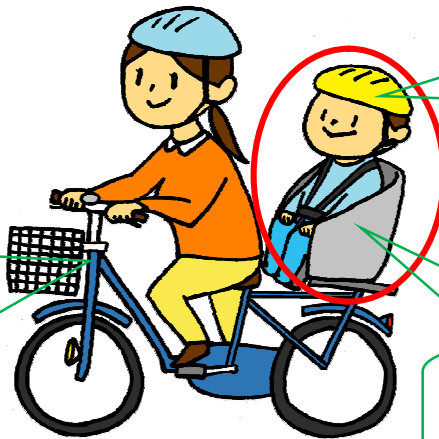
『小学校就学する年の3月31日まで』です。

幼児用座席に子供を乗せるときは**安全第一**！

安全に乗るためには？



安全性を重視
安全基準を満たした
自転車に乗りましょう。



ヘルメット着用
頭のサイズに合った
ヘルメットを必ず
着用させましょう。

幼児用座席のサイズ
体に合った幼児用座席を
利用しましょう。

お子さんの命を守るのは保護者の責任です！